分野番号：９－２
題名：外国人世帯の増加に伴う社会保障給付及び市税収入の推移について

【提言内容】
取手市での、外国人世帯の増加数、全世帯に対する割合。
それに対し、使われている公費(生活保護費、児童手当等)の推移。
逆に外国人世帯からどれだけ市へ税金が入っているかの推移。
上記を教えて欲しいです。また、公表もお願いします。
（令和８年８月受付）

【回答内容】
○取手市での、外国人世帯の増加数、全世帯に対する割合
当市での外国人世帯数及び全世帯に対する割合は下記のとおりとなります。
（人口統計／人口推移データから抜粋）

	令和４年 ４月１日	令和５年 ４月１日	令和６年 ４月１日	令和７年 ４月１日	令和８年 ４月１日
市全体世帯数	49,968	50,692	51,671	52,255	53,122
外国人世帯数	1,009	1,238	1,724	1,992	2,543
割合(%)	2.0	2.4	3.3	3.8	4.8

（市民課　令和８年９月回答）

○それに対し、使われている公費(生活保護費、児童手当等)の推移。
・生活保護費について
生活保護法第一条において「国民」に対し生活保護が適用されると規定されていることから、原則として外国人に対しては生活保護法の適用はございません。
一方で、昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知により、生活に困窮する外国人につきまして、当分の間、法による保護等に準ずる取り扱いをすることとされており、全国的にも運用がなされているところです。また、公費の推移について、現時点で集計されたデータはございません。
なお、法による保護等に準ずる取り扱いをされている外国人世帯数については増加傾向にあるため、比例して公費についても増えているものと推察します。
今後も法令等に基づき、適切な運用に努めてまいります。
（生活支援課　令和８年９月回答）

・児童手当について
児童手当につきましては、児童手当法に基づき、支給対象となる受給資格者および対象となる児童の要件を「日本国内に住所を有する者」として定めており、支給

事務において国籍による区別なく事務処理を行っております。
　そのため、本市で児童手当の支給を行うためのシステムに、国籍を判別して抽出する機能は備わっておらず、国籍別の受給状況に関する定期的な統計の作成や公表は行っていないため、現時点で集計されたデータはございません。
　一般論としては、外国人世帯数が増加傾向にあるため、比例して児童手当を受給する外国籍の方も増えているものと推察します。
　今後も法令等に基づき、適切な支給事務に努めてまいります。
（こども政策課　令和８年９月回答）

〇逆に外国人世帯からどれだけ市へ税金が入っているかの推移。
　市税につきましては、地方税法、国税徴収法や市税条例等関連法令に基づき、国籍による区別なく市税の徴収事務を行っております。
　そのため、本市では、国籍別の市税全体の徴収状況に関する定期的な統計の作成や公表は行っていないため、現時点で集計されたデータはございません。
　一般論としては、外国人世帯数が増加傾向にあるため、比例して市税徴収の世帯に外国籍の方も増えているものと推察します。
　今後も法令等に基づき、適切な徴収事務に努めてまいります。
（納税課　令和８年９月回答）